

正誤表 6版（令和5年12月15日）

頁	箇所	誤	頁	箇所	正
192	第14条 第1項	事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第6条第2項第1号の規定により隔離を行った作業場所における同条第1項第1号に掲げる作業（除去の作業に限る。次項及び第35条の2第2項において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（次項及び第35条の2第2項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）を使用させなければならない。	192	第14条 第1項	事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第6条第2項第1号の規定により隔離を行った作業場所における同条第1項第1号に掲げる作業（除去の作業に限る。次項及び第35条の2第2項において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、 <u>防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有する又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（次項及び第35条の2第2項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）</u> を使用させなければならない。

**建築物等の解体等・改修工事における石綿作業主任者技能講習テキスト（No.217500）
補足資料 〈第6版〉用**

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」が令和6年3月に改正されたました。これに伴い、「建築物等の解体等・改修工事における石綿作業主任者技能講習テキスト（No.217500）（第6版）」の内容について補足資料を発行しますので、ご参照ください。

頁	箇所	第6版（令和5年12月15日）	補足内容																																								
共通		表3-7（p.81）	表3-7（p.68）に修正																																								
26	表1-1	出典 厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」	出典 厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）（令和6年2月改正） ・P.34図2-1他、以下テキスト内共通																																								
40	15行目	●建材の名称など、正式名称（商品名）を入力しなければ検索できない。 * ある程度（あいまい検索）も可能になった	●建材の名称など、正式名称（商品名）を入力すれば、精度良く検索できる。																																								
43	9行目	ただし、2006（平成18）年9月1日以降に <u>施行された</u> 建築物に関しては除く。	ただし、2006（平成18）年9月1日以降に <u>着工した</u> 建築物に関しては除く。																																								
49	図2-12	事前調査記録の記載事項（例） （工作物石綿事前調査者の追加）	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者の名称、住所及び電話番号 ② 解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要 ③ 調査終了日 ④ 調査対象の建築物等の着工日等 ⑤ 事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造 ⑥ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む） ⑦ 事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む） ⑧ 事前調査を行った部分での材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠 ⑨ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所 ⑩ 事前調査を行った者の氏名 ⑪ 事前調査を行った者の資格証等の写し ⑫ 分析調査を行った者の資格証等の写し <p style="text-align: right;">* 「工作物調査者」関連法案で令和8年1月1日から施行される条文を含む。</p>																																								
56	図3-2	様式第1号の2（第5条関係） 法改正に対応し、「建設工事計画届」に差替え	<p>様式第21号</p> <p style="text-align: center;"><small>様式第21号（第91条、第92条関係）</small></p> <p style="text-align: center;">建設工事計画届 土石採取</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業の種類</td> <td style="width: 30%;">事業場の名称</td> <td colspan="2">仕事を行う場所の地名番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">電話（ ）</td> </tr> <tr> <td>仕事の範囲</td> <td></td> <td>採取する土石の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発注者名</td> <td></td> <td>工事請負金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕事の開始予定年月日</td> <td></td> <td>仕事の終了予定年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">計画の概要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">参画者の氏名</td> <td colspan="2">参画者の経歴の概要</td> </tr> <tr> <td colspan="4">主たる事務所の所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">電話（ ）</td> </tr> <tr> <td>使用予定労働者数</td> <td>関係請負人の予定数</td> <td>関係請負人の使用する労働者の予定数の合計</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事業者職氏名</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 労働基準監督署長 殿</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字を抹消すること。 2 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。 <p style="text-align: center;">建設業 水力発電所等建設工事 ずい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道運</p>	事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号				電話（ ）		仕事の範囲		採取する土石の種類		発注者名		工事請負金		仕事の開始予定年月日		仕事の終了予定年月日		計画の概要				参画者の氏名		参画者の経歴の概要		主たる事務所の所在地				電話（ ）				使用予定労働者数	関係請負人の予定数	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	
事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号																																									
		電話（ ）																																									
仕事の範囲		採取する土石の種類																																									
発注者名		工事請負金																																									
仕事の開始予定年月日		仕事の終了予定年月日																																									
計画の概要																																											
参画者の氏名		参画者の経歴の概要																																									
主たる事務所の所在地																																											
電話（ ）																																											
使用予定労働者数	関係請負人の予定数	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計																																									

59	23行目の後 (表3-3の前)	(右記事項を追加)	表示については、掲示板による掲示のほかデジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法があり、インターネットによる掲示の内容の公開も推奨される。																																								
106	10行目	・・ただし、石綿粉じんの飛散のおそれが高い場合は、表3-7①～③の呼吸用保護具を使用する。	・・ただし、石綿粉じんの飛散のおそれが高い場合は、表3-7①の呼吸用保護具を使用する。																																								
125	16行目	石綿含有仕上塗材の除去については、「石綿等を湿潤な状態のものとすること。徐じん性能を有する電動工具を使用すること」と石綿等の粉じん・・・	石綿含有仕上塗材の除去については、「電動工具による石綿等の切断を行う場合は、石綿等を湿潤な状態にした場合においても高濃度の粉じんが発散するおそれがあることや電動工具を使用中に散水等を行うことによる感電のおそれがあることから、原則として徐じん性能を有するものを使用する必要がある」と石綿等の粉じん・・・																																								
152	9行目	<p>2014年6月に適用された新石綿技術指針において、呼吸用保護具等の選択に関する考え方は次のとおりである（表1-1, 1-2参照）</p> <p>① 石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、隔離空間内部では、電動ファン付き呼吸用保護具等とする。</p> <p>② 隔離空間外部（隔離を行う）・・・</p>	<p>2014年6月（令和6年1月に技術上の指針の一部改正）に適用された新石綿技術指針において、呼吸用保護具等の選択に関する考え方は次のとおりである（表1-1, 1-2参照）</p> <p>① 石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、隔離空間内部では、電動ファン付き呼吸用保護具等とする。</p> <p>② 電動工具を用いて石綿等の切断等の作業等を行う場合、電動ファン付き呼吸用保護具（漏れ率に係る性能区分がS級であり、ろ過材の性能区分がPS3又はPL3のものであり、かつ、呼吸用保護具の製造業者により指定防護係数が300以上であることを証明する形式に限る。）又はこれと同等以上の指定防護係数を有する呼吸用保護具を使用する。</p> <p>③ 隔離空間外部（隔離を行う）・・・</p>																																								
154	表1-3 石綿含有仕上塗材	<p>(表の一部を追加)</p> <table border="1" data-bbox="331 1294 1273 1615"> <tr> <td data-bbox="331 1294 547 1368"></td> <td data-bbox="547 1294 868 1368">・電動グラインダー（集じん装置なし）等による除去</td> <td data-bbox="868 1294 954 1368">○</td> <td data-bbox="954 1294 1040 1368"></td> <td data-bbox="1040 1294 1126 1368"></td> <td data-bbox="1126 1294 1212 1368"></td> <td data-bbox="1212 1294 1299 1368">○</td> <td data-bbox="1299 1294 1385 1368"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1368 547 1442">石綿含有仕上塗材</td> <td data-bbox="547 1368 868 1442">・電動グラインダー（集じん装置あり）等による除去</td> <td data-bbox="868 1368 954 1442">○*2</td> <td data-bbox="954 1368 1040 1442"></td> <td data-bbox="1040 1368 1126 1442"></td> <td data-bbox="1126 1368 1212 1442"></td> <td data-bbox="1212 1368 1299 1442">○</td> <td data-bbox="1299 1368 1385 1442"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1442 547 1516"></td> <td data-bbox="547 1442 868 1516">・高圧水洗工法による除去</td> <td data-bbox="868 1442 954 1516">○</td> <td data-bbox="954 1442 1040 1516">○</td> <td data-bbox="1040 1442 1126 1516">○</td> <td data-bbox="1126 1442 1212 1516"></td> <td data-bbox="1212 1442 1299 1516">○</td> <td data-bbox="1299 1442 1385 1516">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1516 547 1590"></td> <td data-bbox="547 1516 868 1590">・剥離剤工法による除去*1</td> <td data-bbox="868 1516 954 1590">○</td> <td data-bbox="954 1516 1040 1590">○</td> <td data-bbox="1040 1516 1126 1590">○</td> <td data-bbox="1126 1516 1212 1590"></td> <td data-bbox="1212 1516 1299 1590">○</td> <td data-bbox="1299 1516 1385 1590">○</td> </tr> <tr> <td colspan="8" data-bbox="331 1590 1273 1615">*2 指定防護係数が300以上のもの</td> </tr> </table>			・電動グラインダー（集じん装置なし）等による除去	○				○		石綿含有仕上塗材	・電動グラインダー（集じん装置あり）等による除去	○*2				○			・高圧水洗工法による除去	○	○	○		○	○		・剥離剤工法による除去*1	○	○	○		○	○	*2 指定防護係数が300以上のもの							
	・電動グラインダー（集じん装置なし）等による除去	○				○																																					
石綿含有仕上塗材	・電動グラインダー（集じん装置あり）等による除去	○*2				○																																					
	・高圧水洗工法による除去	○	○	○		○	○																																				
	・剥離剤工法による除去*1	○	○	○		○	○																																				
*2 指定防護係数が300以上のもの																																											
155	2行目	(1) 面体形及びブルーズフィット形（フードをもつもの）の電動ファン付き呼吸用保護具・・・	(1) 面体形及びブルーズフィット形（フード又はフェイスシールドからなるもの）の電動ファン付き呼吸用保護具・・・																																								

155	写真1-1の前	<p>(新しく表1-4を挿入)</p> <p>性能による区分 ※粒子捕集効率、漏れ率のほか、吸気抵抗、排気抵抗なども規定されています。</p> <table border="1" data-bbox="352 293 1214 353"> <tr> <td>電動ファンの性能による区分</td> <td>通常風量形 (104ℓ/min以上)</td> <td>大風量形 (138ℓ/min以上)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="352 394 1214 454"> <tr> <td>漏れ率に係る性能による区分</td> <td>B級 (5.0%以下)</td> <td>A級 (1.0%以下)</td> <td>S級 (0.1%以下)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="352 495 1214 745"> <tr> <th colspan="2">ろ過材の性能(捕集効率)による区分</th> </tr> <tr> <th>試験粒子は固体塩化ナトリウム</th> <th>試験粒子は液体フタル酸ジオクチル</th> </tr> <tr> <td>PS1 (95.0%以上)</td> <td>PL1 (95.0%以上)</td> </tr> <tr> <td>PS2 (99.0%以上)</td> <td>PL2 (99.0%以上)</td> </tr> <tr> <td>PS3 (99.97%以上)</td> <td>PL3 (99.97%以上)</td> </tr> </table>	電動ファンの性能による区分	通常風量形 (104ℓ/min以上)	大風量形 (138ℓ/min以上)	漏れ率に係る性能による区分	B級 (5.0%以下)	A級 (1.0%以下)	S級 (0.1%以下)	ろ過材の性能(捕集効率)による区分		試験粒子は固体塩化ナトリウム	試験粒子は液体フタル酸ジオクチル	PS1 (95.0%以上)	PL1 (95.0%以上)	PS2 (99.0%以上)	PL2 (99.0%以上)	PS3 (99.97%以上)	PL3 (99.97%以上)																									
電動ファンの性能による区分	通常風量形 (104ℓ/min以上)	大風量形 (138ℓ/min以上)																																										
漏れ率に係る性能による区分	B級 (5.0%以下)	A級 (1.0%以下)	S級 (0.1%以下)																																									
ろ過材の性能(捕集効率)による区分																																												
試験粒子は固体塩化ナトリウム	試験粒子は液体フタル酸ジオクチル																																											
PS1 (95.0%以上)	PL1 (95.0%以上)																																											
PS2 (99.0%以上)	PL2 (99.0%以上)																																											
PS3 (99.97%以上)	PL3 (99.97%以上)																																											
156	9行目	<p>⑨ルーズフィット形には、フェイスシールドをもつ種類もあるが、有害性の高い粉じんに対して十分な性能が得られるものを使用する。</p> <p>(削除)</p>																																										
157	11行目	<p>(右記を追加)</p> <p>⑩ルーズフィット形には、フェイスシールドをもつ種類もあるが、有害性の高い粉じんに対して十分な性能が得られるものを使用する。</p>																																										
162	表1-4	<p>[等級別の記号の意味] R:取替え式防じんマスク L:液体粒子による試験に合格 S:個体粒子による試験に合格 1,2,3 : 粒子捕集効率の最低値によるランクに対応</p> <p>(削除)</p>																																										
162	表1-4 *2の後に	<p>(表を追加) (表1-5に変更)</p> <table border="1" data-bbox="328 1178 1099 1503"> <tr> <th colspan="2">1桁め</th> <th colspan="2">2桁め</th> <th colspan="2">3桁め</th> </tr> <tr> <td colspan="2">D又はR</td> <td colspan="2">S又はL</td> <td colspan="2">1～3</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">(試験粒子)</td> <td colspan="2">(粒子捕集効率)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">D:使い捨て式</td> <td colspan="2">S:個体に合格</td> <td colspan="2">1:80.0%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">R:フィルター交換式</td> <td colspan="2">L:液体に合格</td> <td colspan="2">2:95.0%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">3:99.9%以上</td> </tr> <tr> <td>2種類</td> <td>×</td> <td>2種類</td> <td>×</td> <td>3種類</td> <td>— 12種類</td> </tr> </table>	1桁め		2桁め		3桁め		D又はR		S又はL		1～3				(試験粒子)		(粒子捕集効率)		D:使い捨て式		S:個体に合格		1:80.0%以上		R:フィルター交換式		L:液体に合格		2:95.0%以上						3:99.9%以上		2種類	×	2種類	×	3種類	— 12種類
1桁め		2桁め		3桁め																																								
D又はR		S又はL		1～3																																								
		(試験粒子)		(粒子捕集効率)																																								
D:使い捨て式		S:個体に合格		1:80.0%以上																																								
R:フィルター交換式		L:液体に合格		2:95.0%以上																																								
				3:99.9%以上																																								
2種類	×	2種類	×	3種類	— 12種類																																							
164	11行目の後	<p>この方法を用いることが望ましい。 顔面と面体の隙間から・・・</p> <p>この方法を用いることが望ましい。 面体を有する呼吸用保護具は、使用に当たり、面体と顔面の隙間から面体内に入り込む危険性があるため、密着性の良否の確認が必要である。マスク通達「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」第1の5に定めるところにより1年以内ごとに1回フィットテストを行うこと。*1 顔面と面体の隙間から・・・</p>																																										
164	下から3行目の前に	<p>(右記を追加)</p> <p>*1 建物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和6年2月改正)より</p>																																										
201	6.建築物等の	<p>6.「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」</p> <p>6.「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について</p> <p>*主な改正の趣旨は、「石綿等の切断等の作業の際に石綿等の湿潤化の措置を講じることを義務付けており、当該措置が著しく困難な場合は、徐じん性能を有する電動工具の使用等の措置を講ずることを努力義務としている」等</p>																																										